

# 令和 3 年 大雪災害対応の検証について



上 越 市

令和 3 年 10 月

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| ◇ はじめに                                      | 1  |
| ◇ 大雪災害対応の検証に当たって                            | 2  |
| ◇ 天気図と気象情報の推移（令和3年1月6日～12日）                 | 3  |
| ◇ 令和2年の年末から令和3年1月末までの間における積雪深の推移と<br>主なできごと | 5  |
| ◇ 大雪及び融雪による被害状況                             | 6  |
| ◇ 項目別の検証結果                                  |    |
| I 道路除排雪                                     | 7  |
| II 公共交通                                     | 23 |
| III 企業活動                                    | 27 |
| IV ごみ収集                                     | 29 |
| V 要援護者・要配慮者                                 | 32 |
| VI 保育園・学校等                                  | 37 |
| VII 一斉屋根雪下ろし                                | 45 |
| VIII 停電被害                                   | 54 |
| IX 農林水産業                                    | 60 |
| X 除雪中の事故                                    | 68 |
| XI 情報発信                                     | 71 |
| XII 災害対策本部                                  | 77 |
| <br>  |    |
| 【資料1】 国への要望活動                               | 83 |
| 【資料2】 自衛隊による支援活動                            | 86 |
| 【資料3】 町内会長への大雪に関する調査結果                      | 87 |

## はじめに

特別豪雪地帯\*に地域指定されている当市において、ここ数年は、少雪傾向で推移してきましたが、昨冬は、昨年12月14日の本格的な降雪から平年を上回る降雪に見舞われ、中山間地域を中心に、雪による倒木の影響で電線が断線し大規模な停電が断続的に発生した上、一部の地域では、停電が長時間に及びました。

さらに、本年1月7日午後からの短期間に集中した降雪により、高田では8日(24時間)だけで103cmの降雪が観測されたほか、11日には積雪深が249cmを記録し、1月としては昭和61年以来、35年ぶりの記録的な大雪となりました。

この度の大雪により、市内各所で生活道路の不通や幹線道路における交通障害を始め、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じました。

このような中、除雪事業者の皆さんによる、昼夜を分かたぬ懸命な除排雪作業に加え、町内会や市民の皆さんからは、高齢者世帯の見守りや生活用品の買い物支援のほか、生活道路の除雪など、日々のコミュニティ活動の中で培われた「支え合い」の活動に取り組んでいただきました。この場をお借りして、改めて、感謝を申し上げます。

近年、自然災害が大規模、激甚化する傾向にある中で、昨冬のような「異常降雪」の発生が今後も想定されます。このため、昨冬の大雪の対応を振り返り、行政はもとより当市に暮らす市民一人一人が今回の大雪対応における教訓を、次への備えにしつかりと活かしていかなければなりません。

このようなことから、庁内において検証チームを設置し、市における当時の対応を振り返り、見えてきた課題から、今後の災害対応に活かすべき事項と、市民の皆さんや事業者の皆さんから協力いただきたい事柄について整理し、記録に残すことといたしました。

この記録を基に、市民、事業者の皆さんにおかれましては、大雪災害が発生しても適切な行動がとれるようあらかじめ準備していただく「自助」の取組と、コミュニティ単位の「共助」の取組をさらに広げ、雪と共に生き、雪と共に暮らす“我がまち上越”の力強い市民の力を次の世代へと引き継いでいただきますようお願いいたします。

令和3年10月

---

※特別豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法に基づいて、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定される「豪雪地帯」のうち、「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域」

# 大雪災害対応の検証に当たって

## 1 趣旨

近年の自然災害の大規模化、激甚化、さらには、降雨、降雪の短期集中といった傾向を踏まえ、昨冬のような大雪が今後もあり得るとの認識の下、市の対応を振り返り、検証した上で、今後の方策を定め、備えるもの。

## 2 検証チームの設置

理事

防災危機管理部、都市整備部、各部局の調整担当副課長

## 3 検証の期間

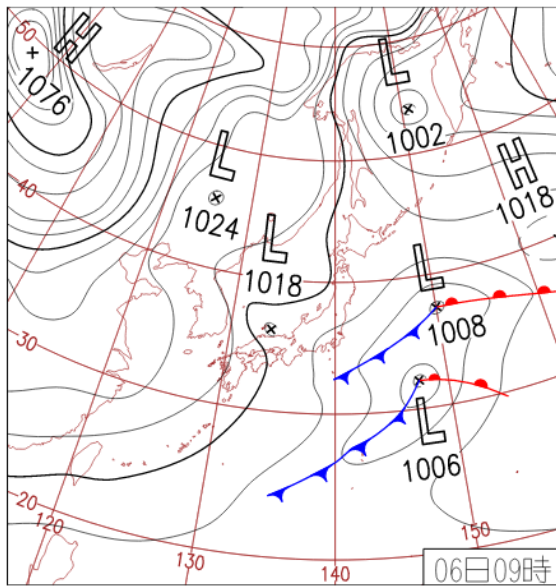
令和3年4月から10月まで

## 4 検証の内容

- (1) 大雪災害に係る市の対応の振り返り
- (2) 課題の抽出
- (3) 今後の対応
  - ①市の対応
  - ②市民の皆さんから協力いただきたいこと
  - ③企業（事業者）の皆さんから協力いただきたいこと

# 天気図と気象情報の推移 (令和3年1月6日～12日)

【資料提供：新潟地方気象台】



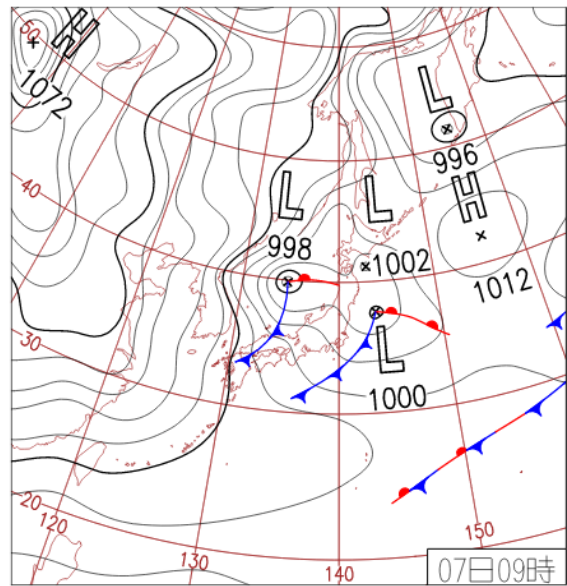
6日(水)冬型の気圧配置

【気象情報】

7日から8日にかけて低気圧が急速に発達しながら日本海から千島近海に進み、その後9日頃にかけて強い冬型の気圧配置となる見込みです。新潟県では、暴風雪や高波に警戒し、大雪による交通障害に注意・警戒してください

《参考》

高田気象観測所の積雪深 78 c m



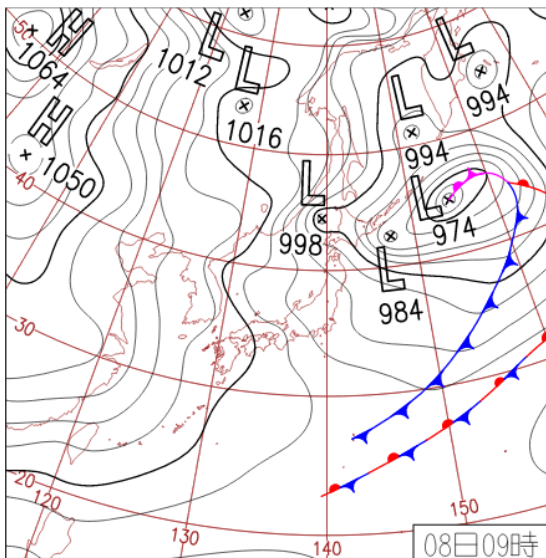
7日(木)低気圧急速に発達

【気象情報】

8日にかけて、低気圧が急速に発達しながら千島近海に進み、10日頃にかけて日本付近は強い冬型の気圧配置となるでしょう。新潟県では、暴風雪や高波、大雪による交通障害に警戒してください。

《参考》

高田気象観測所の積雪深 74 c m



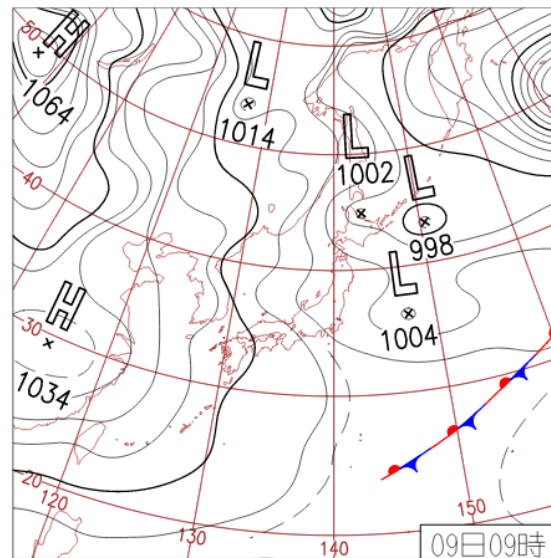
8日(金)北陸で大雪

【気象情報】

10日頃にかけて日本付近は強い冬型の気圧配置となる見込みです。新潟県では、高波、大雪による交通障害に警戒してください。

《参考》

高田気象観測所の積雪深 108 c m



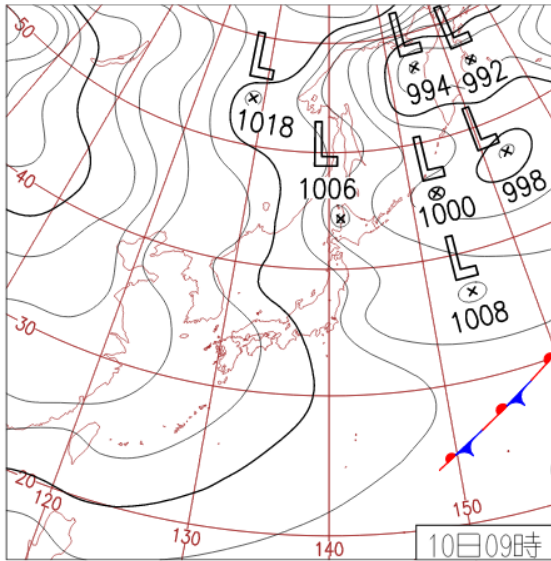
9日(土)北陸中心に大雪続く

【気象情報】

新潟県では、10日朝にかけて大雪に厳重に警戒し、交通障害が発生する可能性を考慮して、不要不急の外出を控えるようにしてください。上越・中越・下越では除雪が困難となる積雪となるおそれがあります。

《参考》

高田気象観測所の積雪深 190 c m



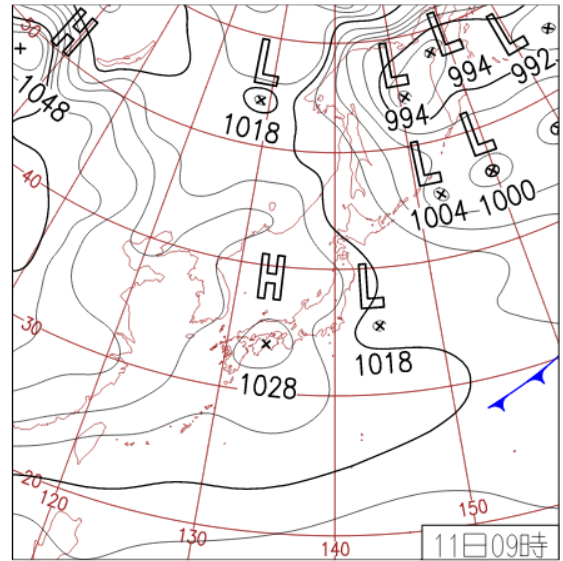
### 10日(日)日本海側で降雪続く

#### 【気象情報】

新潟県の観測によると、糸魚川市南押上で、10日4時までの3時間に26センチの顕著な降雪を観測しました。この強い雪は10日朝にかけて続く見込みです。上越の平地では、大規模な交通障害の発生するおそれが高まっています。

#### 《参考》

高田気象観測所の積雪深 240 c m



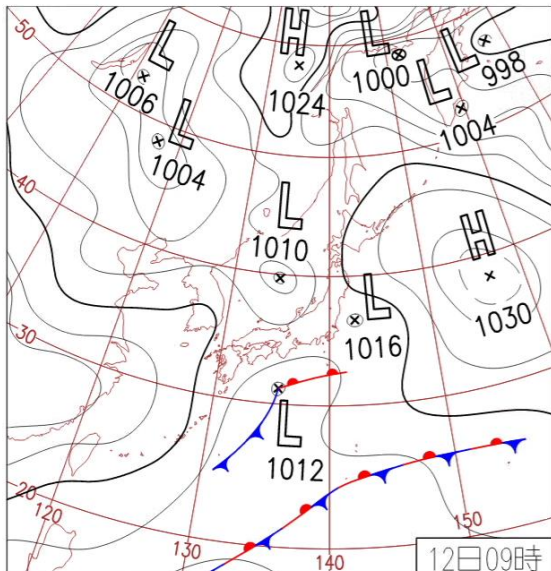
### 11日(月)日本海側の積雪増える

#### 【気象情報】

上越、中越、下越では、11日朝にかけて大雪に厳重に警戒してください。除雪が困難な積雪となるおそれがありますので、交通障害が発生する可能性を考慮して、不要不急の外出を控えるようにしてください。

#### 《参考》

高田気象観測所の積雪深 249 c m



### 12日(火)東京で初雪

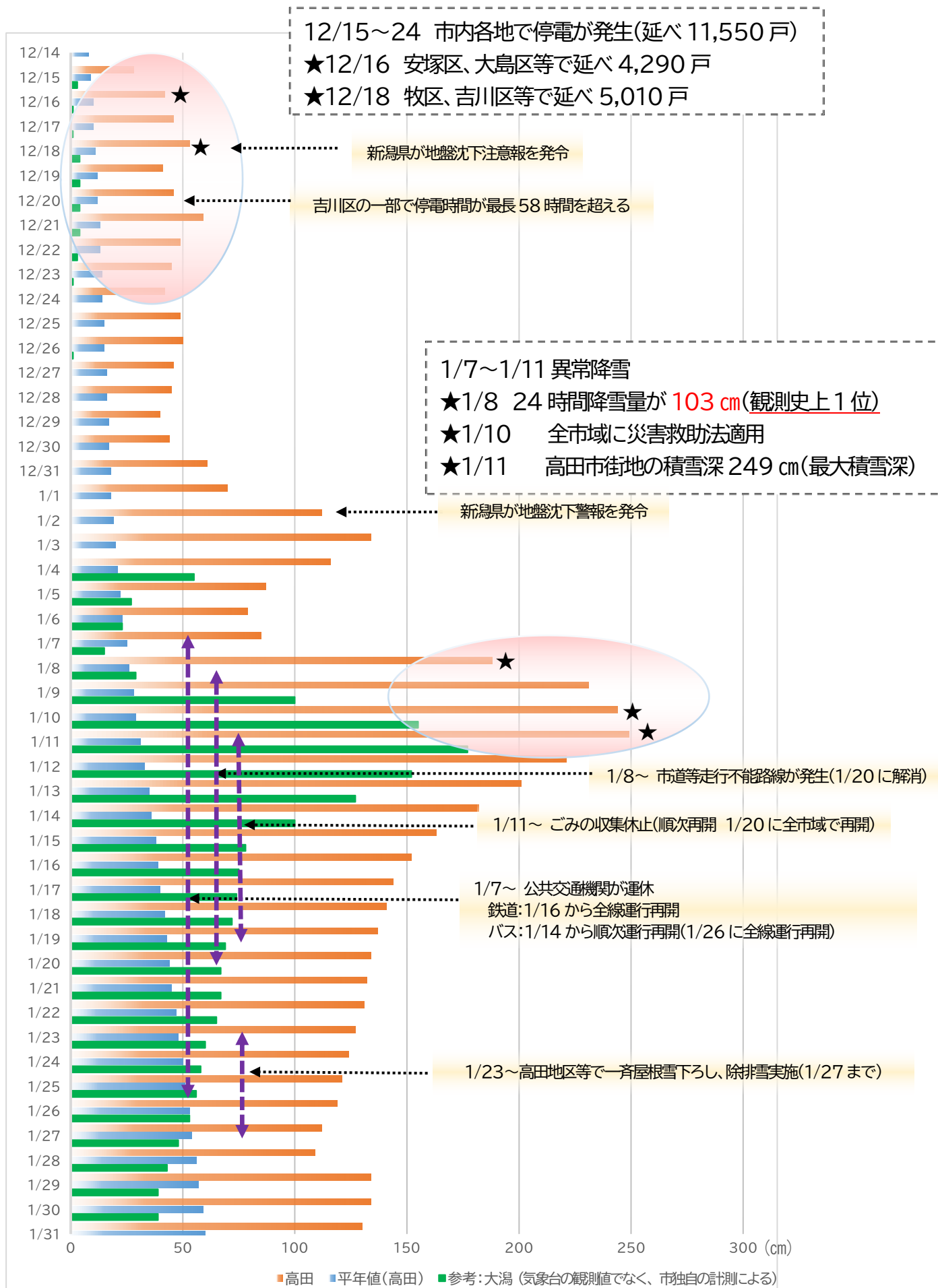
#### 【気象情報】

大雪のピークは越えましたが、新潟県ではこれまでの降雪により積雪が多くなっていますので、除雪作業中の事故や屋根からの落雪、なだれなどに注意してください。

#### 《参考》

高田気象観測所の積雪深 215 c m

# 令和2年の年末から令和3年1月末までの間における積雪深の推移と主なできごと



## ■ 停電被害

| 主なできごと  | 主な対応  |
|---|---|
| 12/16(水) ・安塚区、大島区等で停電が発生(延べ4,290戸)  | ・防災行政無線で停電の発生、復旧見込みを放送  |
| 12/18(金) ・牧区、吉川区等で停電が発生(延べ5,010戸)<br>・一部地域で停電に伴い水道施設が停止し断水<br>・吉川区の一部地域では停電時間が58時間に及ぶ | ・防災行政無線で停電の発生、復旧見込みを放送<br>・配水できない世帯にポリタンクで水を配布<br>・職員が停電世帯を訪問 安否確認を行う |

## ■ 異常降雪

| 主なできごと  | 主な対応   |
|---|--|
| 12/14(月) ・夜半から昨冬で初の本格的な降雪   | ・除雪事業者初出動(合併前上越市のほか9区の区域 32者)  |
| 1/2(土) ・新潟県が地盤沈下警報を発令(3/31まで)   | ・消雪パイプ設置道路は機械除雪への切り替えや散水量の抑制等を実施   |
| 1/4(月)  | ・市HP「雪情報」サブサイトにライブラインなどの情報を一元化   |
| 1/5(火)  | ・上越大橋下流右岸の関川河川敷に雪捨て場を開設  |
| 1/6(水) ・高田市街地の積雪深 79 cm   | ・大雪災害警戒本部を設置   |
| 1/7(木) ・JR(信越本線・当市区間)、北越急行(一部区間)が運休(1/15まで)<br>・午後5時頃から本格的な降雪が始まる   | ・船見公園駐車場に雪捨て場を開設   |
| 1/8(金) ・高田市街地の24時間降雪量が103cm<br>・走行困難・不能路線が次第に発生<br>・北陸自動車道、上信越自動車道通行止め(1/13まで)<br>・えちごトキめき鉄道が運休(1/15まで)<br>・最低気温-2.8℃ | ・一部の小学校で臨時休業(8校)<br>・一部の小・中学校で始業、終業時間変更(小10校、中8校)  |
| 1/9(土) ・市内3地点で災害救助法適用基準を超過<br>・国道8号通行止め(下源入~名立間 1/10まで)<br>・路線バス運休(順次解消、1/25まで)<br>・最低気温-2.7℃                         | ・大雪災害対策本部に移行 第1回本部会議を開催<br>・一斉屋根雪下ろし実施検討のため屋根雪重量測定開始<br>・FM-Jの特別番組等で雪情報を発信(1/9~10、1/23~24)   |
| 1/10(日) ・全市域に災害救助法適用(1/19まで)<br>・約8割の生活道路(2,239路線)走行不能<br>・除雪作業中の死亡事故発生<br>・最低気温-2.9℃                                 | ・エリアメール等で国道8号の通行止め情報を発信<br>・市の要請に基づき新潟県知事が自衛隊に災害派遣を要請<br>福祉施設(11施設)の除雪作業開始<br>・要援護世帯に係る災害救助法の適用について対象者(6,210人)に電話連絡                                      |
| 1/11(月・祝) ・高田市街地の積雪深 249 cm(最大積雪深)<br>・一部店舗で入荷遅延や品薄状態、給油販売制限が発生(1/14頃まで)<br>・未明時間に空き家が倒壊(南本町一丁目地内)<br>・最低気温-2.8℃      | ・エリアメール等で不要不急の外出自粛について情報を発信<br>・市内全域におけるごみ収集の休止(1/15から1/20までに順次再開)<br>・第2回大雪災害対策本部会議開催<br>・事業者、商店街、観光事業者に大雪の影響について聞き取り調査(1/16まで随時実施)                     |
| 1/12(火) ・住家2棟の倒壊が発生(東本町三丁目、寺町三丁目地内)<br>・最低気温-4.5℃   | ・市内全保育園休園(1/13まで)<br>・こどもの家(35カ所)、児童館(5カ所)閉鎖(1/19まで)<br>・市内全小・中学校臨時休業(1/19まで(小2校は1/20まで))<br>・自衛隊による福祉施設の除雪作業終了 県知事が自衛隊に撤収要請<br>・高田地区の町内会長に一斉屋根雪下ろしの意向確認 |
| 1/13(水) ・最高気温8℃(日中の気温差9.3℃)   | ・ケアマネジャー、地域包括支援センターを通じて要援護者の状況を確認<br>・市長記者会見を実施(一斉屋根雪下ろしの実施決定、除排雪の状況)  |
| 1/14(木) ・小此木内閣府特命担当大臣来越<br>・最高気温11℃ 高田市街地の積雪深が3日間で△67cm   | ・小此木大臣に除雪経費の支援等について要望<br>・担当当局による記者説明会を実施(1/14~15、1/19~22、1/27)  |
| 1/15(金) ・災害救助法の適用期間を延長(1/31まで)  | ・第1回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議開催 一斉屋根雪下ろし実施世帯の取りまとめ、空き家の確認等を依頼   |
| 1/16(土) ・赤羽国土交通大臣来越   | ・赤羽大臣に除雪費の支援等について要望  |
| 1/18(月)   | ・一部地域において、ごみの臨時収集を実施(1/19まで)<br>・第3回大雪災害対策本部会議開催、一斉屋根雪下ろし、除排雪路線(交通規制路線)確定<br>・排雪対策連絡会議を開催  |
| 1/19(火)   | ・第2回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議開催   |
| 1/20(水) ・農業用施設の被害が200棟を超える  | ・市内生活道路の走行不能路線解消   |
| 1/21(木) ・建物被害が100棟を超える  |  |
| 1/23(土) ・野上農林水産大臣来越   | ・高田地区で一斉屋根雪下ろし・排雪を実施(1/27まで)<br>・野上大臣に農業用施設被害に対する支援を要望<br>・謙信公大橋上流左岸の関川河川敷に雪捨て場を開設   |
| 1/25(月)   | ・第4回大雪災害対策本部会議開催   |

# 大雪及び融雪による被害状況

## 1 停電被害

○昨年 12 月の寒波襲来時には、倒木による道路の通行止めや停電被害が市内各所で発生し、12 月 15 日～24 日の 10 日間で延べ 11,550 戸（街灯や倉庫などの契約口数を含み、実際の住宅戸数とは異なる）の停電が発生した。  
○また、12 月 18 日には、吉川区尾神地区（2 世帯）で最長 58 時間 31 分（18 日午前 4 時 36 分～20 日午後 3 時 7 分）にも及ぶ停電が発生した。



【吉川区 倒木による停電】

## 2 道路状況

○国道 8 号では 1 月 9 日午後から大雪の影響により相次いで立ち往生が発生した。特に名立区から有間川付近までの海岸沿いの区間では 約 250 台の立ち往生が発生した。  
○他の幹線道路では、連続する降雪により、すれ違い困難な状況が発生し、団地内などの生活道路では、雪押し場がなくなり 1 月 9 日深夜からの早朝除雪では除雪困難な路線も多く発生した。  
○市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校は 1 月 12 日から長期にわたり臨時休園・休業をせざるを得ない状況となった。  
○物流にも影響を及ぼし、一部のスーパーやコンビニエンスストアなどでは、品薄状態となった。  
○道路機能を通常どおりに回復し、市民生活、経済活動を早期に安定化させるため、車道拡幅除雪や歩道除雪に加え、市内各所で道路外に雪を搬出する「排雪作業」が必要となった。



【茶屋ヶ原付近の立ち往生の状況】



【木田一丁目地内 除雪困難となった生活道路】

## 3 人的被害

○昨冬の除雪作業中の事故による被害者は 61 人で、このうち死亡事故が 6 件発生している。年齢では、60 歳以上の割合が 47 人と約 8 割を占めている。事故別では、屋根の雪下ろし中の転落事故が 25 件と最多となった。

＜人的被害の内訳＞ (9 月 30 日現在)

| 死亡  | 重傷   | 軽傷   | 計    |
|-----|------|------|------|
| 6 人 | 21 人 | 34 人 | 61 人 |



【南本町一丁目地内 倒壊した空き家】

## 4 建物被害

○異常降雪が発生した当初、強風による屋根の剥離や窓ガラス破損などが多く発生。その後、降り続く雪の重さで住家や空き家の倒壊や軒先の屋根の破損、カーポートや倉庫等の損壊なども多く発生した。

＜建物被害の内訳＞ (9 月 30 日現在)

| 建物区分 | 全壊    | 半壊・中規模半壊<br>・大規模半壊 | 準半壊  | 一部損壊  | 計     |
|------|-------|--------------------|------|-------|-------|
| 住家   | 1 棟 ※ | 3 棟                | 1 棟  | 232 棟 | 237 棟 |
| 非住家  | 87 棟  | 18 棟               | 12 棟 | 178 棟 | 295 棟 |
| 計    | 88 棟  | 21 棟               | 13 棟 | 410 棟 | 532 棟 |

※寺町三丁目（屋根雪でバレー教室の建物が倒壊。負傷者なし）

## 5 融雪による市道の被害

○融雪に伴う異常出水により、例年に比べ被害が増加した。

＜融雪災害（市単独事業）の発生件数＞ (5 月 31 日現在)

| 項目   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 令和 3 年度   |
|------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 発生件数 | 9 件      | 13 件     | 10 件     | 3 件      | 27 件      |
| 復旧費  | 8,352 千円 | 6,812 千円 | 8,289 千円 | 1,295 千円 | 23,108 千円 |

※令和 3 年度の復旧費は見込み額

＜融雪災害（国庫補助事業）の発生件数＞

| 区域     | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度   |
|--------|----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 合併前上越市 | - 件      | - 件      | - 件       | - 件     | 2 件       |
| 大島区    | - 件      | - 件      | 1 件       | - 件     | - 件       |
| 浦川原区   | - 件      | - 件      | 1 件       | - 件     | - 件       |
| 板倉区    | 1 件      | - 件      | - 件       | - 件     | - 件       |
| 合計     | 1 件      | 0 件      | 2 件       | 0 件     | 2 件       |
| 復旧費    | 9,515 千円 | 0 千円     | 91,764 千円 | 0 千円    | 52,151 千円 |

※令和 3 年度の復旧費は見込み額

## 被災状況



【高住地内】



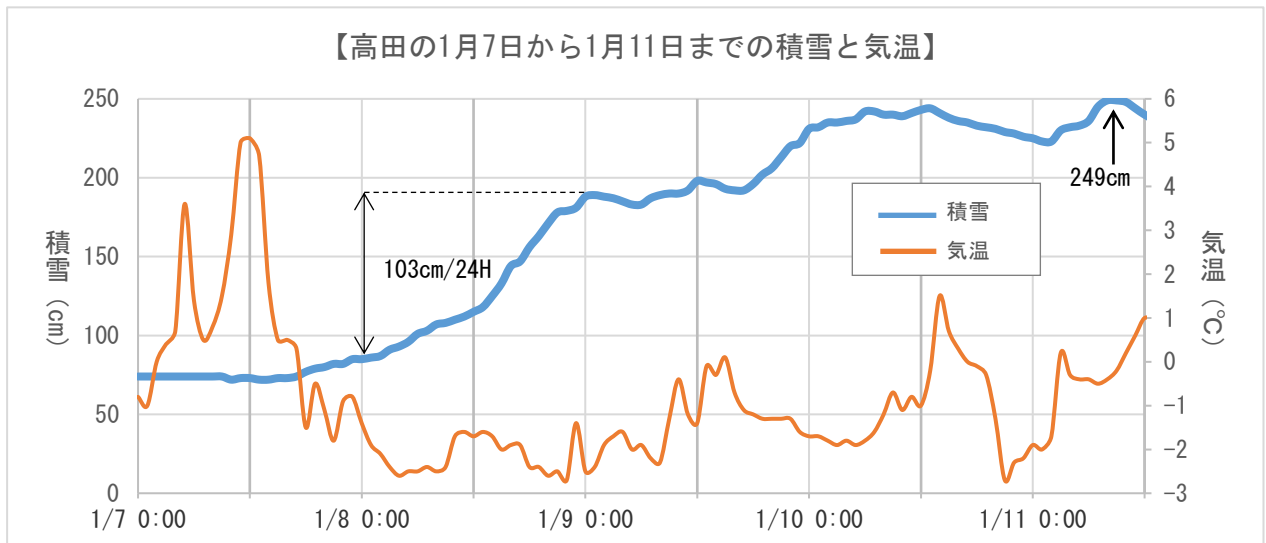
【儀明地内】



# I 道路除排雪

## 1 全般

- ・昨冬は昭和 61 年以來、35 年ぶりの記録的な大雪に見舞われた。高田市街地では 1 月 8 日(金)の 24 時間降雪量が観測史上 1 位となる 103 cm を記録し、1 月 8 日(金)から 11 日(月・祝)にかけて日中の気温が氷点下となる日が続いた。この強烈な寒波と想定を上回る短期間での積雪急増は、人的にも機械的にも除雪作業能力を大幅に超えるものであり、市街地では車道及び歩道の走行歩行不能路線が発生するなど、市民の暮らしや経済活動に多大な影響を及ぼした。



## ■ 市内の道路状況



【北陸自動車道】  
(上越 IC～大湊 PA 間の積雪状況)  
東日本高速道路株式会社提供



【北陸自動車道 (大湊 PA 付近)】  
(ロータリー除雪車による梯団除雪の状況)  
1 月 13 日撮影



【国道 405 号（本新保地内）】  
（大型車両のスタック※状況）  
上越地域振興局提供



【市道五智居多ヶ浜シーサイドライン線（五智国分地内）】  
（スタック車両の状況）



【市道市役所大通大豆線（木田一丁目地内）】  
〔 片側 2 車線の幹線道路が 1 車  
線しか確保できない状況 〕  
1 月 11 日撮影



【市道市役所前通線（木田一丁目地内）】  
〔 路肩への堆雪により車道のかき  
わけ除雪ができない状況 〕  
1 月 11 日撮影

## 2 道路除排雪の状況（経過）

### （1）車道除雪

- ・ 1 月 7 日（木）午後からの降雪に対し、全除雪事業者が 8 日（金）深夜から早朝除雪を実施した。
- ・ 8 日（金）は幹線道路を中心に日中除雪を実施したが、降雪が続いたため、夕方には圧雪となる状態が各地で発生した。
- ・ 北陸自動車道、上信越自動車道では、1 月 8 日（金）から数日間通行止めになった。また、国道 8 号、国道 253 号及び県道新井柿崎線等では、大型車の立ち往生などが発生した。
- ・ 9 日（土）深夜からの早朝除雪では、除雪機械の排雪板を上回る積雪量と前日までの除雪による堆雪、放置車両などにより、市街地の多くの道路で除雪が不能となった。
- ・ 11 日（月・祝）までの間は、日中でも気温が上がらず氷点下が続いたため、道路上の圧雪状態を解消できず、道路脇の堆雪による幅員減少に加え、車両のすれ違いや走行が困難な状況になった。また、狭隘な道路では雪の押し場がなくなり、これ以上かき分

※ スタックとは、雪道で わだち 轍 やくぼみにタイヤがはまり、前にも後ろにも自動車が進まなくなる現象のこと。

け除雪を行った場合、家屋の塀等を破損する恐れが生じたため、除雪車が入ることが困難となり、走行不能路線が多く生じた。

- ・走行不能路線の解消に向けて、排雪用のダンプトラックを円滑に通行させるため、雪捨て場に通じる幹線道路から除排雪作業を実施し、排雪用道路を確保した後、生活道路の排雪作業に移行した。

<走行不能路線の発生>

生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）：全2,705路線のうち2,239路線（1月10日時点）

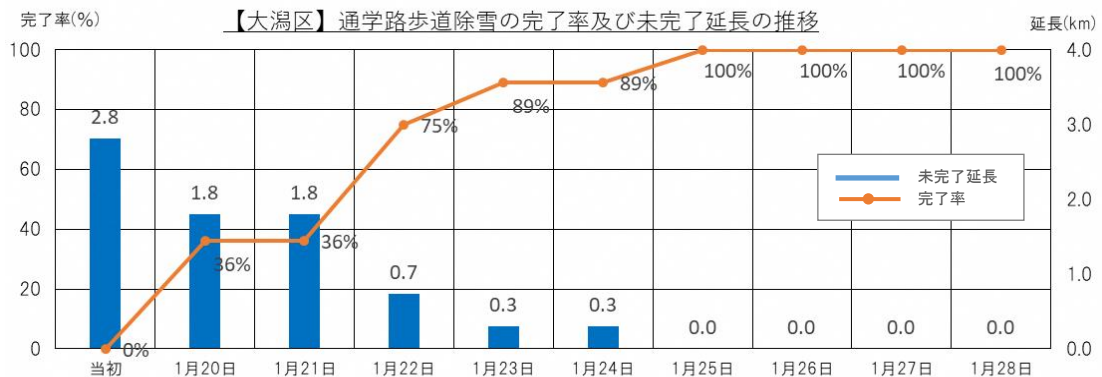
<走行不能路線の解消>

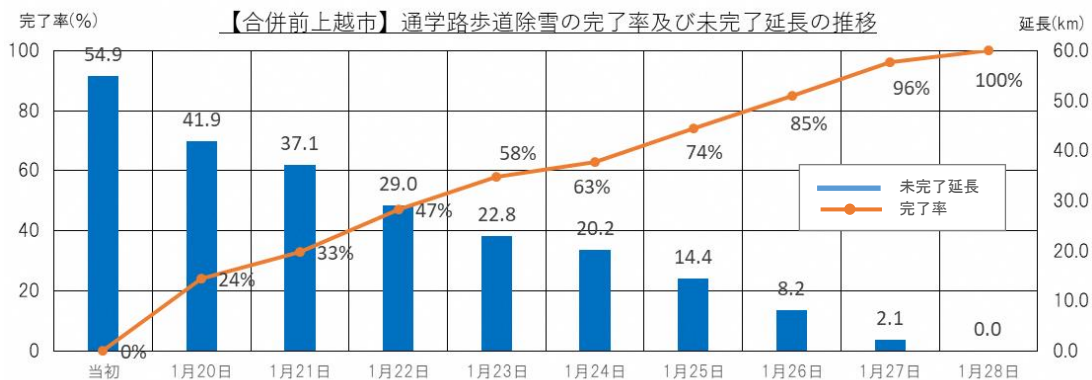
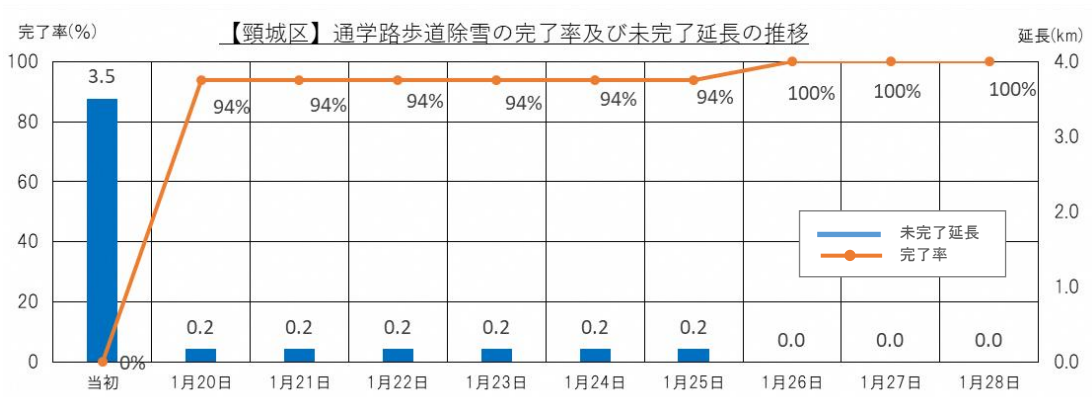
1月20日（水）生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）の走行不能解消



(2) 歩道除雪

- ・幹線道路を中心に車道の通行確保を優先する必要があったため、歩道除雪が実施できない路線や車道の雪を一時的に歩道に堆雪した路線が多く生じた。
- ・車道の走行不能を解消した除雪事業者から、順次、小・中学校の再開に向け通学路の歩道除雪を先行して実施し、引き続きその他の歩道除雪を実施した。
- ・走行不能が解消された1月20日（水）時点では、合併前上越市、大潟区、頸城区を除く11区の区域において通学路の歩道除雪が完了した。
- ・大潟区では1月25日（月）、頸城区では1月26日（火）、合併前上越市では1月28日（木）に通学路の歩道除雪が完了した。





### (3) 情報発信

- 除雪車の稼働状況については、市ホームページから「除雪車稼働状況」サイトにリンクを設定していたが、道路除雪管理システムにアクセスが集中したことにより、通信エラーが発生し、除雪車の位置情報が一時的に閲覧できない状況が生じた。
- 1月13日(水)には、道路除雪状況、一斉屋根雪下ろしの予定について、市長が記者会見を行ったほか、1月14日(木)からは、部課長等による記者説明会を開催し、除排雪作業の進捗状況などの情報を発信した。
- 1月16日(土)からは、走行困難・不能路線の状況を取りまとめた図面を市ホームページに掲載し、解消状況を日ごとに公表した。
- 市ホームページ、安全メール、エリアメールなどを通じて「不要不急の外出自粛のお願い」、「除排雪作業の見通し」などの情報を発信した。
- 総合事務所では、除雪作業の遅れや国道の除雪に伴う交通規制、ごみ収集の休止、小・中学校の休校、バスの運休、公共施設の休館、風雪による停電等について、適宜、防災行政無線を使用し、地域住民へ周知を行った。一方、区内の一部において、放送が入らない、雑音が入り聞き取りにくいとの声が寄せられ、電波が受信しづらい状況があった。

### (4) 除雪事業者の体制

- 例年並みの降雪に十分対応できる除雪事業者 100 者、除雪機械 456 台の除雪体制により、市道約 1,765 km、公共施設約 520 か所の除排雪作業を行う計画とした。

(5) 合併前上越市の区域内の雪捨て場の開設状況

- ・道路及び一斉屋根雪下ろしの排雪に対応するため、例年よりも雪捨て場を増設し、11か所を順次開設した。

|   | 区 分   | 場 所                  | 面積      | 期 間   |
|---|-------|----------------------|---------|---|
| ① | 公共    | 新南町敷地<br>(中央病院付近)    | 1.3 ha  | 12月24日(木)～1月14日(木)  |
| ② | 公共    | 上越高田IC向橋敷地           | 1.7 ha  | 12月24日(木)～2月5日(金)   |
| ③ | 公共    | 今池橋 関川河川敷<br>(下流右岸)  | 0.3 ha  | 12月27日(日)～2月26日(金)  |
| ④ | 公共・一般 | 上越大橋 関川河川敷<br>(下流右岸) | 3.6 ha  | 1月5日(火)～2月19日(金)<br>1月22日(金)～31日(日)夜間<br>対応<br>1月26日(火)～ 公共受入禁止 |
| ⑤ | 公共・一般 | 船見公園駐車場              | 1.0 ha  | 1月7日(木)～3月6日(土)   |
| ⑥ | 公共    | 春日山橋 関川河川敷<br>(上流右岸) | 2.5 ha  | 1月18日(月)～29日(金)   |
| ⑦ | 公共    | 南部産業団地               | 3.2 ha  | 1月22日(金)～2月20日(土)   |
| ⑧ | 公共・一般 | 謙信公大橋<br>(上流左岸)      | 1.4 ha  | 1月23日(土)～2月27日(土)<br>1月27日(水)～ 一般受入開始                           |
| ⑨ | 公共    | 謙信公大橋<br>(下流右岸)      | 1.3 ha  | 1月26日(火)～2月17日(水)   |
| ⑩ | 公共・一般 | やぶの川辺公園              | 1.6 ha  | 1月27日(水)～2月14日(日)<br>1月29日(金)～ 一般受入開始                           |
| ⑪ | 公共    | 上越総合運動公園<br>西側敷地     | 2.5 ha  | 1月28日(木)～2月13日(土)   |
|   | 合計    | 11か所                 | 20.4 ha |   |

※「公共」とは県道や市道等の公共除排雪作業に関する事業者の受入

※「一般」とは民有地等の公共除排雪作業以外（民間事業者等）の事業者等の受入





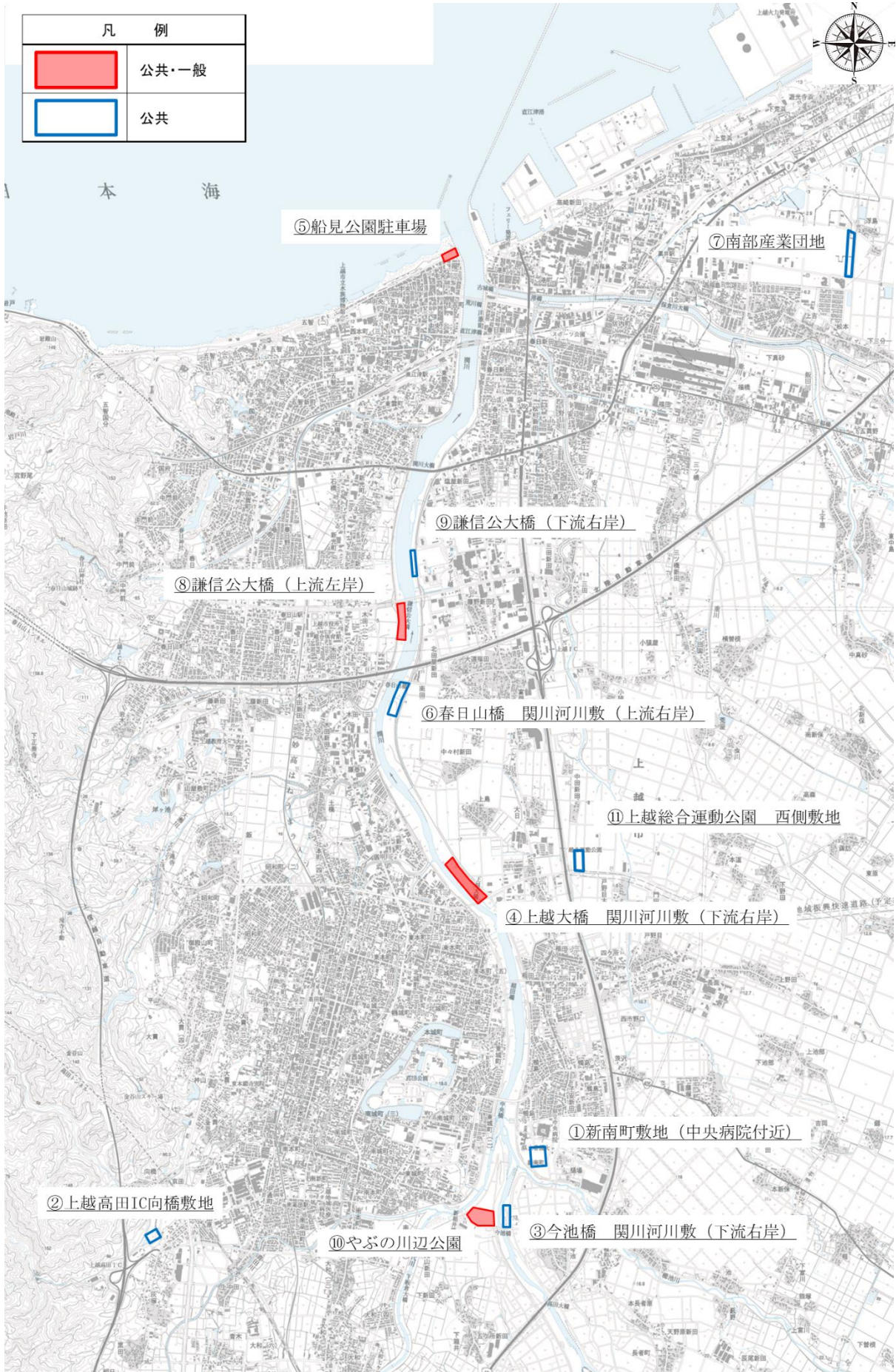
【④雪捨て場（上越大橋 関川河川敷）】  
（関川下流右岸から上流側を望む）  
1月21日（木）撮影



【⑤雪捨て場（船見公園駐車場）】  
（海側から公園側を望む）  
1月21日（木）撮影

【雪捨て場位置図】

| 凡 例   |       |
|---|-------|
|  | 公共・一般 |
|  | 公共    |



### 3 国道、県道等の管理者との連携

- ・1月10日(日)からの道路の除雪不能等の状況を踏まえ、臨機に国、県と協議や調整を行い、優先順位を付けて除排雪作業を進めたことは有効であった。
- ・また、道路除雪等が困難な集落については、あらかじめ県の補助事業を基本とした当該集落への除雪等の業務委託により、道路等の除雪作業を実施した。

#### (1) 国との連携

- ・高田河川国道事務所に対し1月13日(水)、石橋一丁目地内にあるえちごトキめき鉄道の直江津駅構内の融雪用の燃料基地(直江津駅南側)に通じる市道の除排雪作業の応援を要請した。(同日中に終了)
- ・同事務所に1月15日(金)、関川沿いの雪捨て場に通じる堤防(管理道路)約2.3kmの除雪の応援を要請した。(1月20日(水)実施)

#### (2) 県との連携

- ・走行不能路線の早期解消を図るため、ロータリー除雪車が必要となったことから、市と県の所有機械を相互に貸与し、一部路線で道路除雪を実施した。(市と県の除雪事業者が同一の場合は、除雪事業者内で除雪機械を調整)

#### <市所有機械を県に貸与>

|      |                 |
|------|-----------------|
| 使用月日 | 1月14日(木)・15日(金) |
| 除雪機械 | 車道用ロータリー1台      |

#### <県所有機械を市が借用>

|      |                         |                         |                 |
|------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 使用月日 | 1月16日(土)~20日(水)         | 1月16日(土)・17日(日)         | 1月16日(土)~22日(金) |
| 除雪機械 | 車道用ロータリー1台<br>小型ロータリー2台 | 車道用ロータリー2台<br>小型ロータリー2台 | 小型ロータリー1台       |

#### (3) 除雪事業者間の連携

- ・除排雪作業に遅延が生じたエリアに対して、他のエリアの除雪事業者が連携、調整して応援に入り、走行不能路線の早期解消を図った。

#### (4) 除排雪委託契約事業者以外の団体との連携

- ・市街地では、狭隘道路の除排雪が特に困難を極めたため、上越市管工事業協同組合に狭隘道路等の除排雪作業を依頼した。

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 作業期間   | 1月22日(金)~2月4日(木)     |
| 作業町内会数 | 16町内会                |
| 作業内容   | 狭隘道路の除雪、車道・歩道・交差点の排雪 |

#### (5) 集落との連携

- ・県の補助事業である冬期生活安全・安心確保事業<sup>※</sup>を活用し実施した。
- ・昨冬においては、集落内の道路除雪や指定緊急避難場所である建物の屋根雪下ろし、消火栓回りの除雪、高齢者世帯の住宅周辺での除雪支援などに 11 集落で延べ 1,440 時間の実働となった。

### 4 消融雪施設

#### (1) 消雪パイプ

- ・消雪パイプの能力を超えた降雪量や水量不足により、通行不能が生じた路線は、除雪機械による除排雪作業を行った。

#### (2) 地盤沈下注意報等の発令状況

- ・県は、地下水位の低下が発令基準に達したため、12月18日(金)正午に「地盤沈下注意報」を発令した。さらに、1月2日(土)正午には「地盤沈下警報」を発令した。
- ・地盤沈下警報の発令を受けて、消雪パイプを設置している道路では、機械除雪への切り替えや散水量の抑制を行った。

##### <地盤沈下注意報等の発令基準>

| 区 分     | 高田G2観測井<br>(城北中学校) | 高田城址公園観測井<br>(高田城址公園) |
|---------|--------------------|-----------------------|
| 地盤沈下注意報 | △6m超               | △5m超                  |
| 地盤沈下警報  | △8m超               | △7m超                  |

※左表の観測井における午前 10 時の地下水位の観測値 (令和 2 年 12 月 1 日(火)の値を 0 とした地下水位) が基準を超えて低下し、大雪注意報又は警報の発令状況や、降雪状況から地下水位の低下傾向等が継続すると認められるとき

※令和 3 年 3 月 31 日(水)をもって地盤沈下警報を解除

### 5 共助の取組

#### (1) 町内会・自主防災組織等による共助の取組

- ・大雪により、車道及び歩道の走行不能や歩行困難路線が発生したことから、地域住民の共助による市道等の除排雪作業が多く行われた。
- ・5月20日(木)から6月4日(金)までの間に全町内会長を対象に実施した調査では、回答総数(691件)の約半数で、独自の除雪作業が行われ、町内会館や市道などを中心に町内会の役員が除雪作業を行っていることが確認できた。

※ 「住民の高齢化率が 50%以上」、「世帯数が 30 世帯未満」、「集落内道路の未除雪区間が市道を除いて概ね 1km 以上」といった要件を複数満たす集落を原則として対象とする中、集落内の主要生活道路や公共性のある建物・設備周辺の除雪、集落内世帯の除雪支援といった業務に、集落内の住民や集落に由縁のある担い手から従事いただく事業



## 6 除雪費

### (1) 市道除雪の支出額

- ・令和2年度市道除排雪委託料 約53.94億円
  - (参考) 当初予算額 22.9億円
  - 補正予算額(1月13日専決) 20.0億円
  - 補正予算額(3月補正) 13.1億円
  - 執行残額 △約2.1億円
- ・過去の除排雪委託経費(決算額)

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 16.6億円 | 20.5億円 | 36.6億円 | 22.3億円 | 14.1億円 |

- ・春先除雪(令和3年4月～5月)の市道除排雪委託料 約1.3億円(令和3年度予算)

## 7 市民意見等

○昨冬の大雪には、8,866件の問合せ電話等が市に寄せられた。主な内容は次のとおりであった。

- ・除雪車が来ない。いつ除雪車がくるのか。
- ・玄関や車庫の前に雪を置かないでほしい。

○5月20日(木)から6月4日(金)までの間、全町内会長を対象とした「大雪に関する調査」では、次のような意見が寄せられた。

- ・短期間の降雪で不可抗力な部分があったと思うが、市には的確な情報の発信により住民への不安解消に努めてほしい。
- ・住民所有の除雪機で車1台が通行できる程度の道路幅を確保できる体制を作りたいと思っている。こうした場合の費用を助成してほしい。

## 8 除雪事業者及び、国県市の検証・対策検討会議の意見

○6月に実施した除雪事業者のヒアリングでは、次のような意見が出された。

- ・一部の除雪事業者では、作業員の交代要員不足により長時間労働が生じた。
- ・雪押し場の確保に苦労した。
- ・除雪車で押した雪により、周囲の建物等に被害が発生する状況があった。
- ・固く凍った厚い圧雪のため、緩まないと除雪作業が進まなかった。

○国、県、市による大雪の検証・対策検討会議（第1回：3月24日(水)、第2回：5月31日(月)、第3回：10月8日(金)）では、次のような意見が出された。

- ・各道路管理者間における雪害情報の共有や住民、ドライバーへの適時適切な情報発信が不十分であった。
- ・スタック車両の移動作業中にも降雪が弱まらず、滞留車両も相次いでスタックが発生した。
- ・排雪作業による渋滞や遠い雪捨て場への運搬により、排雪運搬ダンプトラックの効率が大幅に低下した。
- ・幹線道路の除雪を優先したため、生活道路の市道除雪が大幅に遅れた。

#### 【課題】

- ・1月8日(金)から11日(月・祝)にかけて、日中も気温が上がらず氷点下が続く状況で積雪が増加し、車両の通行も相まって車道上が圧雪状態となり、多くのスタック車両が発生したことで幹線道路の除雪効率が著しく低下した。
- ・除雪効率が低下した状況で、市民やドライバーへの情報伝達を効果的に実施できなかったことで、多くの市民やドライバーに不安や心配を与えることになった。
- ・市内全域で異常降雪となったことから、複数の事業者へ同時に多数の除雪作業指示を行う必要があり、電話やFAXを使用した事業者への情報伝達業務に時間を要した。
- ・狭隘道路では、1月8日(金)からの除雪によりかき分けた雪が壁となり、これ以上かき分け除雪を行った場合、家屋の塀等を破損する恐れが生じたため、除雪効率が著しく低下した。
- ・雪押し場が不足したため、除雪作業からダンプトラックで雪を運び出す作業（以下「排雪作業」）に移行したが、排雪作業に必要なダンプトラックの確保に時間を要した。また地域によっては雪捨て場までの距離が遠くなり、排雪作業の効率が低下した。
- ・一部の除雪事業者では、除雪オペレーターの交代要員が十分に確保できず、作業効率の低下につながった。
- ・小型除雪機購入費補助金や一般コミュニティ助成事業を活用した除雪機械の整備を支援する制度はあるが、地域住民が行った道路除排雪作業に対する支援制度が設けられていない。

## 【今後の対応】

### (1) 市の対応

#### ○市民・ドライバーへの適時適切な情報発信

- ・道路除雪管理システムを改修し、アクセス集中時にも除雪車の位置情報などが円滑に閲覧できる環境を整備した。
- ・国・県・市が連携し、情報を収集し発信する。  
(異常降雪時の高速道路や、国・県・市道に係る通行規制等の情報を市の安全メール等で発信。市ホームページに国・県道の通行規制等の情報を継続して掲載。国が中心となり設置される冬期道路交通確保情報連絡本部<sup>※</sup>による国・県・市の連携継続)

#### ○道路除雪体制等の整備

- ・異常降雪に備えた除雪対策本部体制及び排雪体制を整備する。  
(大雪災害に特化した災害対策本部体制の構築、関係団体と連携した除排雪応援体制の継続)
- ・異常降雪時に対応した幹線道路・狭隘道路の除雪方法を整備する。
- ・令和3年度冬期道路交通確保除雪計画(以下、「除雪計画」という)の策定に当たり、異常降雪時の対応等を含めた内容に見直しする。
  - ▶ P. 18～20「除雪計画の主な見直しの内容」参照
- ・町内会・自主防災組織等による道路除雪に対する報償制度を創設する。
  - ▶ P. 21「緊急除雪作業報償制度の概要」参照
- ・除雪オペレーターの担い手を確保する。
- ・新規除雪事業者を確保する。
- ・消融雪施設整備計画に基づいた消雪パイプ、流雪溝等の整備・更新を推進する。
- ・ICT技術を活用した除雪作業の省力化等を推進する。
- ・異常降雪にも備えた都市の骨格を整備する。  
(都市計画道路黒井藤野新田線、上越魚沼地域振興快速道路の整備促進)

---

※ 上越地域で大雪による大規模な交通障害が懸念される場合に、各方面の関係機関が連携し、道路交通の確保を図ることを目的として設置された組織

構成機関：国土交通省、新潟県上越地域振興局・糸魚川地域振興局、上越市、妙高市、糸魚川市、東日本高速道路(株)上越管理事務所、高速道路交通警察隊上越分駐隊、上越警察署、妙高警察署、糸魚川警察署、陸上自衛隊高田駐屯地、上越地域消防事務組合

「除雪計画」の主な見直しの内容

- 除雪目標(除雪レベル)を通常降雪時に加えて、新たに異常降雪時における除雪目標を設定し、それぞれの状況下で行うべき内容を明確化

■ 車道除雪路線区分表

| 区分    | 優先順位 | 路線  | 除雪目標                          |  |
|-------|------|---|-------------------------------|--|
|       |      |   | 通常時                           | 異常降雪時 <sup>※2</sup>  |
| 特1種路線 | 重点路線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線</li> <li>・上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線]</li> </ul>                   |                               | 通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線以上の先行除雪により通行を最大限確保する。   |
|       | 幹線路線 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線(都市計画道路等)</li> <li>・学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線</li> </ul>                        | 必要な幅員を終日確保する。 <sup>※1</sup>   | 通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線の先行除雪により通行を最大限確保する。<br><br>(圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。) |
| 1種路線  | 3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線</li> <li>・通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線</li> <li>・集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線</li> </ul> | 必要な幅員確保を原則とする。                | 車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。<br><br>(圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。)            |
| 2種路線  | 4    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線</li> </ul>   | 車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。 | 車1台分の幅員確保を原則とする。<br><br>(一時通行不能になる場合がある。)  |
| 3種路線  | 5    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路</li> </ul>  | 車1台分の幅員確保を原則とする。              |  |

※1 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとする。

※2 異常降雪時とは、目安として50cm/24h程度以上の降雪の時とする。

- 出動判断時刻の撤廃(従来は指定した時刻の基準積雪深を超えている場合出動)
- 出動判断となる路面積雪深の明確化

■ 除雪出動判断基準表

通常降雪時の除雪出動判断基準は、積雪量に応じ、下記の表のとおりとする。

|                       |      | 早朝除雪      |   | 日中除雪                           |   | 夜間除雪                          |
|-----------------------|------|-----------|---|--------------------------------|---|-------------------------------|
| 除雪時間帯                 |      | 0:00～7:00 |   | 8:30～17:00                     |   | 20:00～24:00                   |
| 特<br>1<br>種<br>路<br>線 | 重点路線 | 10cm 以上   | ※ | 10cm 以上                        | ※ | 10cm 以上                       |
|                       | 幹線路線 |           |   |                                |   |                               |
| 1 種路線                 |      | 10cm 以上   |   | 15cm 以上<br>または本部が必要<br>と判断した場合 |   | 15cm 以上<br>かつ本部が必要<br>と判断した場合 |
| 2 種路線                 |      |           |   |                                |   |                               |
| 3 種路線                 |      |           |   |                                |   |                               |

※ 通勤通学及び帰宅時間の渋滞を考慮し、上記網掛けの時間帯は原則除雪作業を休止する。  
 なお、上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着時刻を考慮し、除雪を行うこととする。

- 異常降雪時の対応を明記(通常時の早朝、日中、夜間の区分によらない連続除雪の実施など)

・異常降雪時

異常降雪時は、除雪の出動判断基準となる路面積雪深によらず除雪の早期着手を認めるとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪を実施します。

また、気象状況(連続降雪など)や道路状況(圧雪の成長など)を勘案し、除雪対策本部から除雪事業者に作業内容や除雪時間帯等を指示します。

○ 大雪災害時の除雪作業の優先順位を明記

・優先順位

- 1 特1種路線の除雪・拡幅
- 2 1種路線の除雪
- 3 2種、3種路線の除雪
- 4 通学路の歩道除雪
- 5 1種路線の拡幅
- 6 2種、3種路線の拡幅
- 7 通学路以外の歩道除雪
- 8 狭隘道路の除雪

※ 車道除雪を優先しますが、歩行空間の確保も含めた除雪を行います。

※ 歩道除雪については、児童・生徒の安全を確保するため、原則、通学路の除雪を優先的に行います。

※ 各路線の除雪目標については、「除雪計画」4頁記載の「異常降雪時」及び9頁記載の「イ 異常降雪時」に基づき作業を行います。

○ 関係機関等との連携の拡充・強化する

(県との除雪機械の使用協力の継続及び相互乗入路線の拡充、共同使用雪捨て場の開設・運営ルール明確化)

①除雪実施路線の相互乗り入れ

道路管理者同士の連携を図り、同一路線上で道路管理者が違う路線などについては、除雪が効率よく行うことができる除雪事業者はその除雪路線を委託します。

②除雪機械の相互使用

異常降雪時において、効率的な除雪を緊急に行う必要がある場合は、異なる道路管理者が管理している除雪機械を相互に使用できる体制を整えます。

③情報連絡本部の設置

異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路等での除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合には、関係機関となる国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、糸魚川市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防事務組合の各機関が道路交通の確保を図るため、冬期道路交通確保情報連絡本部が設置され連携を図ります。

④異常降雪時における連携

異常降雪により、除雪事業者が担当するエリア内で除排雪作業の遅延等が生じる恐れがある場合には、担当除雪事業者以外の除雪事業者に応援除雪を行うほか、緊急的に委託契約を締結していない事業者にも除排雪作業の協力を求め、交通障害の早期解消に努めます。

「緊急除雪作業報償制度」の概要

| 項目           | 内容   |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
|--------------|--|----------|-----|-----|----------|---------------|----------|-------|---------------|----------|
| 対象者          | 事前登録をした町内会（自主防災組織）   |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 対象箇所         | 1箇所当たり、おおむね30m以上の市道（車道）除雪作業を対象とする  |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 運用条件         | 大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、異常降雪により、除雪事業者による市道除雪が一時的に困難になった場合<br>(1) 除雪事業者が除雪困難と判断した場合<br>(2) 除雪パトロールによる現地確認又は除雪管理システムにより、幹線道路の除雪が完了していることを確認後、その地区の除雪が翌日までに実施できないなどと判断した場合<br>(3) 積雪状況や降雪予報を参考に除雪作業の環境が回復しないと判断した場合   |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 運用方法         | 運用条件に合致した場合、大雪災害対策本部の応急対策部で対象地区、期間を決定し本部に報告後、市が町内会等へ除雪作業の実施を依頼   |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 1期間当たりの報償金上限 | 1団体 5万円<br>（町内会の組、班も1団体として取り扱う）<br>※1期間とは、応急対策部が決定した期間であり、降雪や除雪状況により複数回の期間が設定される場合もある。   |          |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 報償金の構成       | 除雪機の仕様による基準額に燃料費、労務費を加算する。<br>(1) 除雪機械の借上市基準額 <table border="1" data-bbox="568 1256 1386 1411"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>仕 様</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型除雪機 以下</td> <td>除雪幅 1000 mm未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>大型除雪機</td> <td>除雪幅 1000 mm以上</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 除雪機械の燃料費<br>市道除雪 1m当たり 40円<br>(3) 除雪延長 20m/h = 1,000円<br>労務費 1m当たり 50円<br><br>例) 中型除雪機で100mの除雪作業を行った場合<br>機械借上料 10,000円…①<br>燃料費 40円×100m=4,000円…②<br>労務費 50円×100m=5,000円…③<br>①+②+③=19,000円 | 機 種      | 仕 様 | 基準額 | 中型除雪機 以下 | 除雪幅 1000 mm未満 | 10,000 円 | 大型除雪機 | 除雪幅 1000 mm以上 | 15,000 円 |
| 機 種          | 仕 様  | 基準額      |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 中型除雪機 以下     | 除雪幅 1000 mm未満  | 10,000 円 |     |     |          |               |          |       |               |          |
| 大型除雪機        | 除雪幅 1000 mm以上  | 15,000 円 |     |     |          |               |          |       |               |          |

(2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

○積極的な情報収集

- ・テレビ（放送、dボタン）、ラジオ、インターネット等を利用し、情報を収集する。

○円滑な道路除雪への協力

- ・異常降雪時における不要、不急の外出を自粛する。
- ・玄関前や車庫前の雪処理は自助、共助で行う。
- ・道路除雪の妨げとなる路上駐車はしない。
- ・敷地内から道路への雪出しはしない。
- ・樹木や消雪用ホース等を道路上に出さない。
- ・積雪に強い塀やフェンス等を設置する。
- ・作業中の除雪車には近づかない。
- ・農業用水路への投雪はしない。
- ・冬用タイヤやタイヤチェーンを用意する。



## Ⅱ 公共交通

---

### 1 バス運行

#### (1) 運行状況

- ・1月9日(土)～13日(水)の間、全便運休  
※東頸バスは1月14日(木)から運行再開、他社は18日(月)から一部運行再開、  
26日(火)から全路線で運行再開(一部迂回あり)

#### (2) 主要バス路線及びバス停周辺歩道の確保

- ・バス路線については、普通車が通行可能な道路状況であっても、バスの運行には幅員が不足していたことにより、運休や迂回が発生した。
- ・運行に支障があり、除排雪が必要な箇所をバス事業者から聞き取り、道路管理者(県・市)に対して要請し、優先的に除排雪を実施した。
- ・運行に必要な道路の除排雪が実施済みであっても、バス停周辺の歩道除雪がなされず利用者の待機場所を確保できない場合には運行を再開できないため、歩道についても除排雪を要請して実施した。
- ・除排雪が完了し、市において運行が可能(バスの運行に必要な幅員が確保された)とみなした路線であっても、事業者側では、安全に運行するためには更に幅員を確保しなければ運行の再開はできないと判断するケースもあり、市と事業者の間で運行再開の判断に相違が生じる場合があった。
- ・1月16日(土)及び17日(日)の大学入学共通テストの実施に当たっては、専用バスが運行できるよう、最優先に運行経路の除排雪を実施した。

#### (3) バス事業者への要請

- ・バス事業者において、毎日の運行情報を学校や病院に提供していたが、大雪により休校している学校の中にバス通学の児童・生徒がいる場合は、今後の運行予定の情報が学校再開の一つの判断材料となることから、市からバス事業者に対し、運行予定を早期に学校へ連絡するよう改めて要請した。

### 2 鉄道運行

#### (1) 運行状況

- ・JR(信越本線):1月7日(木)～15日(金) 全便運休
- ・えちごトキめき鉄道:1月8日(金)～15日(金) 午前まで 全便運休  
※15日(金)午後の一部運行再開、16日(土)～ 全線運行再開
- ・北越急行:1月7日(木)～15日(金) 犀潟駅～くびき駅間(9日(土)～11日(月・祝)は十日町駅まで) 運休

■ えちごトキめき鉄道 直江津駅ホーム (1月10日撮影)



(2) 鉄道融雪設備燃料施設への運搬経路の確保

- ・北陸新幹線の融雪等に要する燃料施設への経路「市道地頭方上中田線」の除雪について、1月10日(日)に糸魚川市経由でJR西日本から依頼があり、1月11日(月・祝)に除雪を実施した。

なお、JR西日本は燃料施設敷地内での燃料の給油に際し、自社で除雪車を用意して対応した。

- ・えちごトキめき鉄道の融雪等に要する燃料施設(直江津駅南側)への経路「市道石橋一丁目駅南区画線」について、1月12日(火)にえちごトキめき鉄道から除雪の依頼があり、除雪事業者の調整に困難を要したが、高田河川国道事務所の協力を得て1月13日(水)に除雪を実施した。

(3) 鉄道事業者への要請

- ・大雪災害に備え、鉄道融雪設備燃料施設への事前給油を要請した。

3 タクシー運行

(1) 運行状況

- ・運転手が出勤できなかったことや、事業所から幹線道路までの除雪がされていなかったことにより出庫できない車両があったため、稼働台数が少なかった。
- ・降雪ピーク時には、各社数台のみの営業であり、休業した事業者もあった。

4 その他

(1) 市による情報発信・周知

- ・大雪の予報を受けて、事前に市ホームページの各公共交通事業者の運行情報へのリンクを掲載しているページについて分かりやすく更新した。
- ・大学入学共通テストの専用バスの運行について、利用者に対して確実かつ早期に運行予定を周知するため、バス事業者による周知に加え、市においても市ホームページや市公式SNS、報道機関への情報提供により周知を図った。

## (2) 国の視察・要望

- ・赤羽国土交通大臣が1月16日(土)に、えちごトキめき鉄道(直江津駅)を含め、当市の大雪による被害状況について現地視察を行った際に、市長から「記録的な大雪に対する支援について」の要望を併せて行った。
- ・2月9日(火)に当市と十日町市、南魚沼市の3市により、国土交通省で赤羽大臣と面会し、「冬期の公共交通機関の運行確保に対する支援」について要望を行った。

## 【課題】

### (1) バス運行

- ・主要バス路線及びバス停周辺歩道の除排雪に時間を要したことにより、運休が長期化した。
- ・バスロケーションシステムについて急な運休等に未対応であった。
- ・事業者において出社困難により人員が不足した。

### (2) 鉄道運行

- ・踏切周辺の圧雪により車両が踏切内で立ち往生するなど鉄道の運行に支障が生じる恐れがある。
- ・鉄道融雪設備燃料施設への経路の除雪状況によって燃料運搬車が通行不能になり、融雪設備の燃料が不足する恐れがある。
- ・事業者において出社困難により人員が不足した。

### (3) タクシー運行

- ・大雪により、タクシー事業所から幹線道路までの経路が通行不能となった。
- ・事業者において出社困難により人員が不足した。

## 【今後の対応】

### (1) 市の対応

#### ○バス運行

- ・大雪時、運行に支障が生じた主要バス路線について、道路管理者と情報を共有し、除排雪を行い、通行確保に努める。

#### ○鉄道運行

- ・道路管理者と連携し、踏切周辺の除雪の改善や踏切の通行止めを行う。
- ・鉄道融雪設備燃料施設への経路について、道路管理者と情報を共有し、除排雪を行い、通行確保に努める。

#### ○タクシー運行

- ・大雪時、タクシー事業所から幹線道路までの経路について、道路管理者と情報を共有し、除排雪を行い、通行確保に努める。

(2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、公共交通の運行情報を収集する。

(3) 事業者の皆さんから協力いただきたいこと

○バス運行

- ・主要幹線である上越大通り線の運行を最優先に再開するため、緊急時におけるバス路線を設定する。
- ・バスロケーションシステムについて急な運休や一部区間運休に対応するため、システム改修及び運用方法の見直しを行う。
- ・大雪が予報された際に待機者を増員するなど人員体制を確保する。
- ・短時間で脱着可能な軽量なタイヤチェーンを装備する。

○鉄道運行

- ・鉄道融雪設備燃料施設に、事前給油を実施することで燃料確保に努める。
- ・大雪が予報された際に待機者を増員するなど人員体制を確保する。
- ・運行の早期再開に向け、駅構内線路及び駅間の除雪について優先順位を付けて効率的に行う。

○タクシー運行

- ・タクシー車両の屋内駐車場等への退避を検討する。
- ・大雪が予報された際に待機者を増員するなど人員体制を確保する。

### Ⅲ 企業活動

#### 1 事業者、団体等への市の対応経過

| 月 日                     | 市の対応   | 被害・影響状況等  |
|-------------------------|--|---|
| 1月5日(火)・<br>6日(水)       | 商工会議所、商工会、事業者団体等に被害状況を確認   | ・資材の納入遅れはあったが、大きな影響、被害なし  |
| 1月11日(月・祝)<br>(～16日(土)) | 事業者、商店街、観光事業者への影響ヒアリング(随時)<br>※物流に関する影響ヒアリングは、1月11日(月・祝)～14日(木)に生活必需品を取り扱う物流事業者、小売業者、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ガソリンスタンド、卸売市場に毎日確認 | ・1月14日(木)頃までは、出勤困難社員多数、資材の入荷や製品の出荷が滞り営業休止、時短営業を行う事業者を多数確認<br>・一部の事業者においては、道路除雪の遅れによる事業への影響を考慮し、事業所敷地内の除雪と併せて、自主的に道路除雪を実施<br>・物流の停滞により入荷遅延や品薄状況、給油販売制限が発生したが、1月14日(木)頃には通常営業に戻りつつあることを確認 |
| 1月19日(火)                | 一斉屋根雪下ろしについて関係団体等へ周知   | —   |
| 1月19日(火)<br>～4月30日(金)   | 大雪に伴う中小企業者等への金融支援申請受付開始  | 5件の利用あり   |

#### 2 物流の停滞に関する市民からの相談

- ・大雪災害対策本部を通じて、買い物への不安に関する相談が数件寄せられたが、大きな混乱は見られなかった。

#### 3 中小企業者等への金融支援制度の創設

新潟県セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)を利用する市内中小企業者等を対象に、次の支援を実施した。

##### (1) 信用保証料の補給

- ・資金を借り入れる際の信用保証協会に支払う信用保証料の全額を市が負担した。

##### (2) 借入利子への補助

- ・資金利用者の借入利子の一部を補助した。

補給率：1.0%、2年分(融資額1,000万円分を上限)

## 【課題】

- ・道路除雪の情報が伝わらなかったことから、事業者が事業の継続や休業の判断を早期にできない状態となり、結果的に人や車の動きが止められず渋滞が発生し、除雪作業の妨げとなった。
- ・異常降雪による道路状況の悪化により、多数の事業者の活動が一時的に停滞した。
- ・食料品やガソリン・灯油などの生活必需品は、入荷が遅れると市民生活に影響が生じることから、事前に在庫確保が必要であった。
- ・除雪事業者以外の企業等による除雪協力体制が整っていれば、道路除雪が早期に進められたのではないかと。

## 【今後の対応】

### (1) 市の対応

- ・事業者に対し、大雪時の事業継続方法と人員体制について事前に計画を作成し、即時対応できるよう働き掛ける。
- ・大雪時の特例として、企業等（除排雪事業者を除く）に対し、事業活動に必要となる部分の市道除排雪への協力を依頼する。

### (2) 企業（事業者）の皆さんから協力いただきたいこと

- ・平常時からテレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、情報を収集する。
- ・大雪時の事業継続方法と人員体制について事前に行動計画を作成する。
- ・大雪時、行動計画に基づき道路除雪が間に合わない状況の場合は、事業の縮小・休止を検討する。
- ・従業員、取引先、顧客への適切な情報提供に努める。

## IV ごみ収集

### 1 収集の休止、再開等

| 日付       | 内 容  |
|----------|--|
| 1月9日(土)  | ・一般廃棄物収集運搬委託事業者から、「道路状況の悪化により廃棄物の収集運搬が困難な状況である」と市に連絡あり   |
| 1月10日(日) | ・1月11日(月・祝)、12日(火)のごみ収集の休止を決定<br>・全町内会長へFAXで連絡<br>・市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNS、防災行政無線(13区のみ)により市民に周知 |
| 1月12日(火) | ・一般廃棄物収集運搬委託事業者や総合事務所からの聞き取りを実施<br>・全市域において13日(水)～16日(土)の間、ごみの収集を引き続き休止することを決定<br>・1月10日(日)と同様の方法で市民に周知  |
| 1月15日(金) | ・安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区、板倉区で収集再開  |
| 1月16日(土) | ・清里区で収集再開  |
| 1月18日(月) | ・諏訪区、和田区、津有区、春日区(中門前町内会を除く)、三郷区、高士区、直江津区(五智地区の町内会を除く)、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、頸城区、吉川区で収集再開              |
| 1月19日(火) | ・大潟区、三和区、名立区で収集再開  |
| 1月20日(水) | ・高田区、新道区、金谷区、春日区中門前町内会、直江津区五智地区の町内会、柿崎区で収集再開   |

### 2 臨時収集

#### (1) 目的

- ・ごみ収集の再開が遅れる地域が発生したことから、燃やせるごみ及び生ごみについて、市民の持ち込みによる臨時収集を実施した。

#### (2) 実施場所

- ・当初、高田区、春日区、直江津区、13区の区域で各1か所ずつ、また、クリーンセンターでの開設を検討したが、18日(月)から、通常のごみ収集が再開できる見込みの地域が当初の想定よりも増加したため、高田区、直江津区、柿崎区及びクリーンセンターで開設した。

#### (3) 実施期間

- ・1月18日(月)、19日(火)

#### (4) 周知方法

- ・1月16日(土)に、18日(月)以降にごみ収集再開を予定する地域の全町内会長へFAXにて連絡したほか、市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNS、13区の区域では防災行政無線にて周知した。

(5) 実施状況

- ・2日間合計 持込車両数 1,546 台、徒歩等による持込数 138 人

| 場 所              | 1月18日(月) |           | 1月19日(火) |           |
|------------------|----------|-----------|----------|-----------|
|                  | 持込車両数    | 徒歩等による持込数 | 持込車両数    | 徒歩等による持込数 |
| 高田スポーツセンター駐車場    | 845 台    | 60 人      | —        | —         |
| うみがたり第3駐車場       | 204 台    | 4 人       | —        | —         |
| 柿崎区資源物常時回収ステーション | 230 台    | 70 人      | —        | —         |
| 柿崎区下黒川小学校        | —        | —         | 119 台    | 1 人       |
| 柿崎区夕日の森公園駐車場     | —        | —         | 96 台     | 3 人       |
| 上越市クリーンセンター      | 22 台     | 0 人       | 30 台     | 0 人       |
| 合 計              | 1,301 台  | 134 人     | 245 台    | 4 人       |

■ 臨時収集の様子



【高田スポーツセンター駐車場】1月18日撮影



【柿崎区資源物常時回収ステーション】1月18日撮影

3 市民からの問合せ及び苦情

- ・「ごみ収集の再開日」、「ごみ収集の休止に関する周知方法」、「クリーンセンターや資源物常時回収ステーションの利用」などについて、市民から多くの問合せや苦情、要望が寄せられた。

※問合せ及び苦情件数 637 件

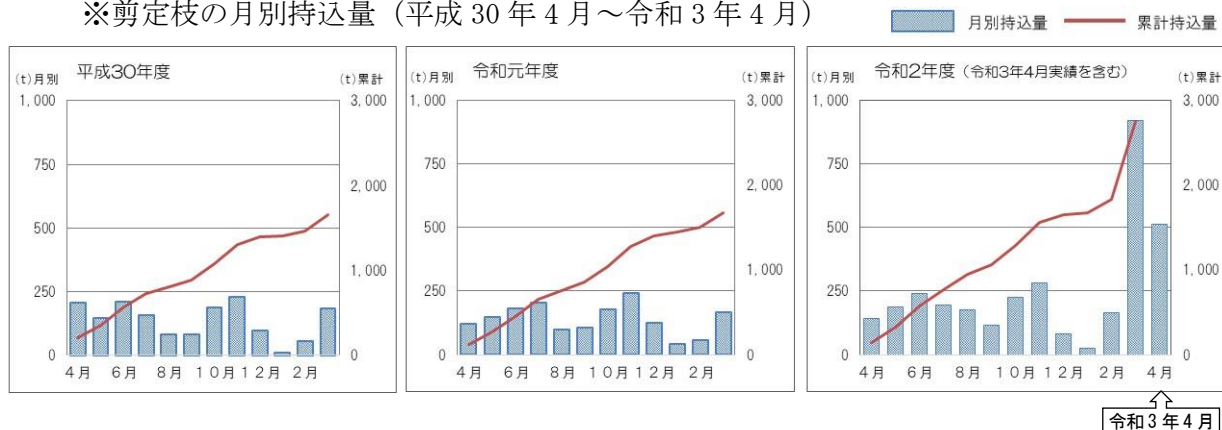
4 枝木等の持ち込み量増加

- ・倒木や枝折れ等の被害が発生したことにより、枝木等のクリーンセンターへの搬入が増加し、受付窓口に渋滞が発生した。
- ・4月1日(木)～30日(金)の間、受付時間を延長して対応した。

| 変更前                                | 変更後                               |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 午前8時30分～11時30分<br>及び<br>午後1時～4時30分 | 午前7時30分～正午<br>及び<br>午後0時30分～4時30分 |



※剪定枝の月別持込量（平成30年4月～令和3年4月）



【課題】

- ・ごみ収集の休止や再開に係る市民への情報提供については、町内会長へのFAX、市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNSのほか、13区の区域では防災行政無線により周知を行ったが、特に合併前上越市の市民からの問合せや苦情が多かった。
- ・クリーンセンターや不燃物処理業者など中間処理施設周辺の道路除雪に時間を要したことや、ごみ収集の再開に向け道路除雪の進捗状況を把握が十分にできなかった。

【今後の対応】

(1) 市の対応

- ・合併前上越市の区域における情報提供について、定時にテレビやラジオで情報発信するなど、市民が情報を得やすい手段の確立に向けて引き続き検討する。また、現状においては、大雪災害発災時はテレビ、ラジオ、市ホームページ、安全メール、市公式SNSでのごみ収集を始めとした行政情報の周知を図るとともに、降雪期前において市民から行政情報を入手いただける方法を周知する。
- ・大雪災害対策本部、各区総合事務所及び一般廃棄物収集運搬受託事業者から道路状況の情報を収集し、情報共有を図り、ごみ収集の実施について協議する。
- ・クリーンセンターや不燃物処理業者などの中間処理施設周辺の道路を優先路線に位置付ける。

(2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

- ・大雪災害時には、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、生活や交通状況など、必要な情報を収集する。
- ・大雪災害時には、ごみの収集がやむを得ず休止する必要があることを念頭に、交通情報などとともに、ごみの減量についても衛生管理の観点から留意する。

## V 要援護者・要配慮者

### 1 要援護世帯家屋等の除雪費助成

#### (1) 制度の概要及び実績

令和2年10月に申請があった要援護世帯6,210世帯に加え、当初、自力で除雪できるとして申請がなかった世帯についても希望を取った結果、対象世帯は6,886世帯となった。

| 区 分            | ア 当市の除雪費助成事業                      | イ 災害救助法適用時                                   |
|----------------|-----------------------------------|--|
| 期 間            | 昨冬全体                              | 1月10日(日)～31日(日)                              |
| 対象世帯           | 6,886世帯                           |  |
| 助成世帯           | 2,777世帯                           | 3,579世帯                                      |
| 支援方法           | 個人への助成                            | 除雪事業者への委託                                    |
| 1世帯当たりの<br>限度額 | 多雪区域 65,600円<br>その他区域 41,000円     | 全市 137,900円<br>(限度額を超える見込みの場合<br>は市と事前協議をする) |
| 対象となる<br>除雪の範囲 | 屋根雪・玄関前・屋根から降ろした<br>周辺の雪・納屋・駐車場など | 母屋の屋根雪・玄関前                                   |
| 検収の方法          | 民生委員による現地確認                       | 除雪前後の写真                                      |
| 執行額            | 87,678千円                          | 270,215千円                                    |

#### (2) 災害救助法適用以降の対応（時系列）

| 日        | 内 容  |
|----------|--|
| 1月10日(日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用(1月10日～19日)</li> <li>&lt;要援護世帯への対応&gt;</li> <li>・災害救助法が適用となったため、「1世帯当たりの除排雪限度額・除雪の範囲・除雪費用の支払い方法」が変わることを対象世帯に電話で連絡した(13日まで)。</li> <li>&lt;民生委員への対応&gt;</li> <li>・要援護世帯へ連絡した内容と同じ内容を民生委員・児童委員の地区協議会会長に電話又はFAXで連絡した。なお、地区内の民生委員・児童委員には、地区協議会会長に連絡を依頼した。</li> </ul> |
| 11日(月・祝) | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;除雪協力事業者への対応&gt;</li> <li>・登録済みの除雪費助成事業の協力事業者(299事業者)に対し、除雪費支払い方法の変更をFAXで連絡した。</li> <li>・災害救助法の適用直後から、世帯からの協力事業者への電話が殺到し、除雪を依頼しても実際の作業までに日数を要する状況となった。</li> </ul>  |

| 日      | 内 容   |
|--------|---|
| 12日(火) | <p>&lt;要援護世帯への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便機能が停止していた13区の一部の地域は、災害救助法適用後の支援内容についての案内を民生委員経由または職員が配達した(13日まで)。なお、合併前上越市の区域については、民生委員経由または職員による配達は困難であったことから、郵便機能の回復を待って配達した。(17日に郵便局に持ち込み)</li> <li>安全メールで災害救助法による除雪費助成事業の申請を働きかけた。</li> </ul> <p>&lt;民生委員への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法が適用になったため、「1世帯当たりの除排雪限度額・除雪の範囲・除雪費用の支払い方法」が変わることを文書にし、13区の区域については職員が配達した。合併前上越市については、13日及び14日に職員が配達した。</li> </ul> |
| 13日(水) | <p>&lt;要援護世帯への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県の重機の貸し出し事業の案内文書を全町内会にFAXで周知した。周知の結果、29町内会において重機を活用して要援護世帯の除排雪作業が行われた。(バックホウ26台、ダンプトラック6台、ホイールローダー4台、ブルドーザー1台)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャー、地域包括支援センターを通じて、ケアマネジャーが担当する要介護者や、地域包括支援センターの担当地域の要援護者の状況を確認した。</li> </ul>   |
| 14日(木) | <p>&lt;民生委員への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から県を通じて、災害救助法適用後は除雪作業前後の写真の添付は必須事項であり、写真の添付がない場合は、助成対象にならないという通知があった。この回答を踏まえ、改めて民生委員へ電話連絡し、要援護世帯に対して写真撮影が必要とお伝えいただくよう依頼した。</li> </ul> <p>&lt;除雪協力事業者への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除雪前後の写真が必須であることを登録済みの除雪協力事業者へFAXで周知した(299事業者)。</li> </ul>  |
| 15日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用期間の延長(1月20日～31日)</li> </ul> <p>&lt;民生委員への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用期間延長を電話で連絡した(424人)。</li> </ul> <p>&lt;除雪協力事業者への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用期間延長を登録済み除雪協力事業者へFAXで連絡した(299事業者)。</li> </ul>  |
| 16日(土) | <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会長に災害救助法適用に伴う除雪費助成の変更点をFAXで周知した。</li> </ul> <p>※要援護世帯が町内会長に問い合わせたり、町内会長が要援護世帯に説明することもあるため、周知したもの。</p>   |

| 日                | 内 容  |
|------------------|--|
| 18日（月）           | <p>&lt;除雪協力事業者への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高田地区における一斉屋根雪下ろしの実施に伴い、除排雪当日に要援護世帯宅の雪下ろしをする除雪事業者（町内会・個人請負を含む）が不足した。新たに除雪事業者を募集するため、上越市建設業組合に要援護世帯への除雪協力を依頼したが、既に除雪作業を行っており、新たに要援護世帯の除雪を行うことができないとの回答があった。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の適用期間延長及び追加の申請が可能であることを周知するため、町内班回覧チラシを送付した。（21日頃から回覧始まる）</li> </ul> |
| 19日（火）           | <p>&lt;除雪事業者への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一斉屋根雪下ろしにかかる要援護世帯の雪下ろしを上越商工会議所、商工会等に協力依頼し、51事業者から協力の申出を得た。</li> </ul>  |
| 20日（水）           | <p>&lt;要援護世帯への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併前上越市の区域の要援護世帯に、大雪により遅滞していた説明文書が配達された。</li> </ul>   |
| 22日（金）           | <p>&lt;要援護世帯への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一斉屋根雪下ろしで雪下ろしができない要援護世帯24世帯と除雪協力事業者をマッチングし、全ての世帯の屋根雪下ろしを実施した。</li> </ul>   |
| 23日（土）<br>24日（日） | 高田地区一斉屋根雪下ろし   |

### 【課題】

#### （1）要援護世帯への連絡について

- 市の除雪費助成事業と災害救助法適用時の制度の違いの説明について、電話での連絡手段しかなく内容が伝わらなかった。
- 郵便機能が停止していた期間があり、災害救助法適用による制度の案内文書の配達に時間を要した。
- 市の除雪費助成事業と災害救助法適用時の制度の違いについての文書がわかりにくかった。

#### （2）民生委員等への依頼について

- 民生委員・児童委員の地区協議会会長を通じて、各民生委員・児童委員への連絡を依頼したことから、途中で連絡が途絶えたり時間がかかったりした。
- 市から民生委員に情報が伝わっておらず、要援護世帯が民生委員に災害救助法適用時の制度について問い合わせたが対応できなかった。
- 大雪のため、民生委員が要援護世帯の安否確認や相談に回れなかったり、時間を要したりした。

(3) 除雪協力登録事業者等の対応について

- ・「除雪協力事業者リスト」に掲載した事業者を除雪の依頼が集中し、実際の作業までに日数を要する状況になった。

(4) その他

- ・災害救助法適用に伴う要援護世帯へ除雪費助成事業について、当初、町内会長への連絡を行っていなかった。

**【今後の対応】**

(1) 市の対応

- ・災害救助法の適用時の手順等については、要援護世帯を始め、民生委員・児童委員や町内会等へ例年行っている除雪費助成事業の周知を行う際に、あらかじめお知らせする。
- ・緊急時の民生委員・児童委員への連絡方法として、個人の携帯メールに一斉配信する。
- ・社会福祉協議会や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と、災害時等の要配慮者の安否確認の徹底や必要な支援について事前に協議し、備える。
- ・除雪協力事業者として登録する新規の事業者を募集する。

(2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

- ・あらかじめ、可能な範囲で除排雪を依頼する事業者等を選定しておく。
- ・町内会や自主防災組織が、災害時の安否確認や除排雪の支援が必要な世帯を把握し、日頃からの声掛けや支援体制を整えておく。

2 定期的な通院が必要な人工透析患者等要配慮者への対応

(1) 人工透析に係る通院が困難な場合の対応

- ・市内4か所の人工透析医療機関における通院患者の受入状況を確認し、実態把握を行った。
- ・生活保護世帯については、ケースワーカーが個別に対応した。

(2) かかりつけ医への通院が困難な場合の対応

- ・内服薬の不足など治療中断につながるような案件については、職員が相談対応を行った。

**【課題】**

- ・定期的な通院が必要な要配慮者が確実に受診することができる環境づくりについて検討する必要がある。
- ・昨冬の大雪を踏まえ、通院手段の確保について改めて検討・準備しておくよう市民へ呼び掛ける必要がある。

## 【今後の対応】

### (1) 市の対応

- ・定期的な通院が必要な人工透析患者等の要配慮者に対し、あらかじめ支援の必要性を確認し、大雪等災害時の通院手段や支援者の検討・選定に向けた支援や協力を行う。
- ・自宅前の除雪等について、町内会や民生委員等の地域の支援者のほか、関係機関からの協力を得ながら、大雪災害時においても通院手段が確保できるよう体制を整える。

### (2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

- ・家族で大雪災害時における通院手段や支援者、早期避難先について確認しておく。
- ・大雪により通院できない場合の薬の管理について、主治医に事前に相談しておく。

## VI 保育園・学校等

---

### 1 保育園

#### (1) 公立保育園の休園、再開に際し考慮した事項

- ・出勤可能な職員数の把握
- ・通園路の安全確認
- ・通園バスの運行再開。悪路については、保護者送迎を依頼
- ・保育園敷地内の除雪
- ・給食の提供（食材搬入、代替対応、給食調理員の出勤）

#### (2) 保育園休園状況

- ・公立保育園 全 38 園  
1月12日(火)、1月13日(水) 全園休園  
1月14日(木)から全園再開
- ・私立保育園等 全 21 園  
1月12日(火)、13日(水) 全園休園  
1月14日(木) 15園再開 (6園休園)  
1月15日(金) 17園再開 (4園休園)  
1月18日(月)から全園再開
- ・病後児保育室 全 2 施設  
1月12日(火)、13日(水) 休園  
1月14日(木)から全園再開

#### (3) 公立保育園給食状況

- ・1月14日(木)  
予定どおり提供 (26 園)、一部変更して提供 (10 園)、家庭からの弁当で対応 (2 園)
- ・1月15日(金)  
予定どおり提供 (32 園)、一部変更して提供 (3 園)、家庭からの弁当で対応 (3 園)
- ・1月18日(月)  
予定どおり提供 (全園)

#### (4) 保育園休園の周知

- ・公立保育園については、1月12日(火)の休園は10日(日)に、1月13日(水)の休園は11日(月・祝)にそれぞれ保護者に一斉メール及び電話で連絡した。

#### (5) 保育園再開に向けての周知

- ・公立保育園については、保護者に一斉メール及び電話で周知した。
- ・私立を含む市内の保育園の再開状況を市ホームページ及び報道機関等を通じて連絡した。

(6) 保育料等の取扱い

- ・大雪に伴い、本来の開園日に休園した期間の保育料は全て還付し、給食費を減額した。  
公立：1月12日(火)、13日(水)  
私立：1月12日(火)、13日(水)は全園  
1月14日(木)、15日(金)は閉園した園のみ
- ・休園した期間以外でも、大雪により登園できなかった日の保育料は還付し、給食費は減額した。
- ・大雪により通園バスが運行できなかった期間の分担金は、日割により減額した。
- ・大雪に伴い交通機関の乱れ等が生じたことにより、認定された保育時間を超えて利用した場合の延長保育料は無料とした。

(7) 休園期間の問合せ対応

- ・休園した期間においても、保育が必要となる保護者からの問合せに対しては、個別に相談対応を図るとともに、休園に対する代替方法を調整した。

(8) 保育園での屋根雪除雪の状況

- ・近隣園からの応援による保育園士が複数人で除雪  
12月28日(月)から1月28日(木)にかけて公立保育園12園で延べ23回実施



【うらがわら保育園での屋根雪下ろし】

1月5日撮影

- ・業者による除雪  
1月19日(火)から1月31日(日)にかけて公立保育園6園で実施

(9) 私立保育園等への支援

- ・災害救助法の適用を受け、私立保育園13園、認定こども園3園に対し、市道の除排雪を実施する事業者等による排雪に関する支援を行った。

【課題】

(1) 休園

- ・保育園児と小・中学生のきょうだいを持つ保護者の勤務先における休暇取得等に支障を来さないようにするため、休園決定のタイミングと休園日数は、学校と調整して決定する必要がある。
- ・道路除雪の進捗状況に地域差があり、各保育園で通園環境が異なっていたことから、休園後の再開は、全園一律ではなく、個別の状況で判断することも考えられた。



(2) 職員への連絡

- ・連絡網による電話連絡では時間を要したが、メール等で行った際には伝達が迅速に行われた。

(3) 保護者への連絡

- ・メールの未登録者への対応やメール開封の確認機能の検討が必要である。
- ・休日の対応を想定する必要がある。

(4) 職員出勤

- ・職員の応援が必要な園と不要の園等の情報を共有できる仕組みづくりが必要である。
- ・園長が登園できない場合の指示体制が徹底されていなかった。

(5) 除排雪関係

- ・除雪道具・除雪機等が不足し、除排雪作業が進まなかった園があった。
- ・職員が安全に除雪作業をするための研修が必要である。

【今後の対応】

(1) 市の対応

○休園

- ・保育園児と小・中学生のきょうだいを持つ保護者の休暇取得等に配慮し、休園決定のタイミングは、学校の取扱いと合わせる。
- ・道路除雪の進捗状況が地域により異なることから、休園後の再開は、降雪予報や現地の状況確認により、園ごとに判断する。

○職員への連絡

- ・電子メールやコミュニケーションアプリによる情報共有体制を構築する。

○保護者への連絡

- ・チラシや園だよりにより、電子メールの登録やメール確認機能の使い方を周知する。
- ・メール未登録者に対しては、声掛けやお便り帳により登録促進を図る。
- ・休日や夜間においても、速やかに情報が行き渡るよう連絡体制を整える。

○職員出勤

- ・当日朝の職員の出勤状況と園児数を取りまとめ、担当課が職員の配置を調整する。
- ・保育園近隣に住む職員をリスト化し、大雪のため所属園への通園が困難な職員をあらかじめ近隣園に派遣する。また、園児の登園数が少数の見込みとなり、職員配置にゆとりがある場合は、不足する近隣園に応援職員として派遣する。
- ・開園に必要な電気、水道のほか、施設の確認ポイントをリスト化する。

○除雪関係

- ・沿岸部等の除雪機がない保育園（9園）については、本年中に除雪機を配備する。
- ・毎年11月末までに園長及び保育園士を対象とした除雪機や除雪道具の使用方法、作

業範囲、送迎対応についての情報共有と研修を行い、その後に各園でも共有する。

- ・大雪災害対策本部と連携し、保育園周辺の積雪状況について道路の除排雪業者に情報提供し、課題の共有を図る。
- ・災害救助法の適用時等においては、私立保育園等に対し、市道の除排雪を実施する事業者等による排雪支援を今後も実施する。

## (2) 市民の皆さんから協力いただきたいこと

- ・登降園時における児童送迎に際し、思いやり、譲り合い運転を特に励行する。
- ・大雪災害時の休園等に備え、家庭などで保育ができる体制を準備する。

## 2 学校等

### (1) 学校等の休業、再開に際し考慮した事項

- ・児童生徒が徒歩通学するための通学路の除排雪状況（歩道、その他通学路）
- ・公共交通（路線バス、鉄道）の運行状況、スクールバスの運行状況
- ・通学路の一部変更、集団登下校の実施による安全確保
- ・教職員の引率、立哨等による安全確保
- ・保護者、安全パトロール、見守り隊、地域の協力等による安全確保
- ・学校敷地内の除雪状況と通勤可能な教職員数
- ・給食の提供（食材搬入、給食調理員の出勤）

### (2) 市立小・中学校（小学校 全 50 校、中学校 全 22 校）

- ・1月7日(木) 大瀨区、頸城区の一部でスクールバス運行遅延が発生
- ・1月8日(金) 臨時休業…小学校8校（放課後児童クラブを臨時開設）  
始業、終業時間を変更…小学校10校、中学校8校 計18校
- ・1月12日(火)～19日(火) 全小・中学校を臨時休業  
※小学校2校（東本町小学校、有田小学校）は、1月20日(水)まで休業  
※1月13日(水)～15日(金)、18日(月)、19日(火) 放課後児童クラブを臨時開設

### (3) 市立幼稚園（全 1 園）

- ・1月12日(火)～19日(火) 休園

### (4) 教育委員会

- ・各学校の通学路の除雪状況や安全点検結果を踏まえ、国・県・市の道路管理者へ個別具体的な路線を示して早期の除雪を要請するとともに、道路管理者と連携し、通学路の安全確保に努めた。